

四半期報告書

(第6期第3四半期)

自 平成25年7月1日

至 平成25年9月30日

ラクオリア創薬株式会社

愛知県知多郡武豊町字5号地2番地

(E25269)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 9
- (4) ライツプランの内容 9
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 9
- (6) 大株主の状況 9
- (7) 議決権の状況 10

2 役員の状況 10

第4 経理の状況 11

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 12
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
 - 四半期連結損益計算書 13
 - 四半期連結包括利益計算書 14
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 15

2 その他 18

第二部 提出会社の保証会社等の情報 19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月11日
【四半期会計期間】	第6期第3四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 谷 直樹
【本店の所在の場所】	愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
【電話番号】	0569-84-0700（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 堀井 三四郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
【電話番号】	0569-84-0700（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 堀井 三四郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期 第3四半期 連結累計期間
会計期間		自平成25年1月1日 至平成25年9月30日
事業収益	(千円)	116,774
経常損失(△)	(千円)	△1,393,421
四半期純損失(△)	(千円)	△1,423,694
四半期包括利益	(千円)	△13,920
純資産額	(千円)	5,605,771
総資産額	(千円)	6,597,435
1株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	△106.65
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	(円)	—
自己資本比率	(%)	84.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,650,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△6,869
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	309,275
現金及び現金同等物の四半期末残高	(千円)	3,541,937

回次		第6期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	△38.50

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 当社は、第6期第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度の経営指標等については記載していません。
3. 事業収益には、消費税等は含まれていません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は、平成25年1月7日付にて、当社のサイエンス・イノベーション部門に係る事業に関する権利義務を新設分割により新たに設立した株式会社Askatに承継し、第1四半期連結累計期間より同社を連結子会社としております。この結果、当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに契約した重要な契約は次のとおりであります。

建物の賃貸借に関する契約

契約書名	賃貸借契約
契約先	ファイザー・ファーマ株式会社
契約締結日	平成25年7月1日
契約期間	平成25年7月1日から3年間
主な契約内容	① ファイザー・ファーマ株式会社は、愛知県知多郡武豊町字5号地2番地にある建物の貸室、貸室内の設備機器及び駐車場を当社に賃貸し、当社はこれを賃借する。 ② 貸室の賃貸借に伴い、ファイザー・ファーマ株式会社は、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。 ③ 当社はファイザー・ファーマ株式会社に対し、一定の敷金と賃料並びに②の対価を支払う。

(注) 平成20年7月1日付でファイザー株式会社との間で締結した「AGREEMENT OF FIXED-TERM BUILDING LEASE（建物賃貸借契約）」については、平成25年6月30日をもって期間満了となっております。

なお、当該契約のファイザー株式会社の地位については、平成23年12月1日付で同社が製造部門を会社分割することにより新設したファイザー・ファーマ株式会社に承継されております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、前第3四半期連結累計期間は四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成24年12月の政権交代以降安倍政権の経済振興策により、円安の進行や株価上昇が顕著となり、広い業種で業況が改善し、景気改善の動きが目立ってきております。しかしながら、中国経済の成長鈍化や欧州債務問題の再燃、消費税増税による消費低迷懸念等、経済を取り巻く環境は依然として将来の不透明さを残しております。

製薬業界におきましては、政府による後発医薬品使用促進策等の医療費抑制策の進展に加え、市場のグローバル化や異業種からの参入、企業間競争の激化等、引き続き厳しい経営環境のもとに推移しております。

このような環境下において、当社は医薬品開発化合物の継続的な創出、研究開発ポートフォリオの拡充及びそれら開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に積極的に取り組んでまいりました。

事業面では、医薬候補品等の導出を目指し、新規顧客の開拓を行うとともに、国内外の導出候補先と導出交渉を重ねましたが、当第3四半期連結累計期間中の新たな契約締結には至りませんでした。しかしながら研究開発面では、継続している大手製薬企業等4社との共同研究がそれぞれ順調に推移し、また、自社の探索段階、前臨床開発段階、臨床開発段階の各プロジェクトともに、概ね計画どおりに推移しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、事業収益116百万円、営業損失1,647百万円となり、投資損失引当金戻入額260百万円を計上したことにより、経常損失1,393百万円、四半期純損失1,423百万円となりました。なお、事業費用の総額は1,764百万円であり、そのうち研究開発費は1,133百万円、その他の販売費及び一般管理費は630百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ1,348百万円減少し、3,541百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、1,650百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失1,418百万円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、6百万円となりました。これは主に、分析装置、ソフトウェア等の取得に伴う支出15百万円があったものの、本社の賃貸借契約の更改に伴う旧契約に係る敷金の回収と新契約に係る敷金の差入れとの差額の収入があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により調達した資金は、309百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使に伴う株式の発行による収入271百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、1,133百万円であります。また、当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の状況は、次のとおりであります。

(探索段階)

炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、複数の開発候補化合物の特性評価を継続して実施しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたT型カルシウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、共同研究を継続的に活用し、複数の疼痛動物モデルでの有望化合物の有効性を確認しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、新規化合物の評価を継続して実施しました。

なお、以下のとおり製薬企業等との共同研究を継続しており、それぞれ順調に推移しております。

会社名	開始月	内容
Eli Lilly and Company (米国)	平成22年12月	疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究
味の素製薬株式会社	平成24年10月	消化器領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究
インタープロテイン株式会社	平成25年2月	疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究
カルナバイオサイエンス株式会社	平成25年3月	特定のキナーゼを標的とした創薬研究

(前臨床開発段階)

① 5-HT_{2B}拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群 (IBS) を適応症として開発中の本化合物については、当第3四半期連結累計期間にラット及びイヌにおける4週間経口投与毒性試験 (GLP基準)、安全性薬理試験 (GLP基準)、遺伝毒性試験 (GLP基準) 並びに種々の薬物動態試験を継続しております。

② モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

胃不全麻痺、術後イレウス、機能性ディスペプシア等の消化管運動障害を適応症として開発中の本化合物については、当第3四半期連結累計期間にラット及びイヌにおける4週間経口投与毒性試験 (GLP基準)、安全性薬理試験 (GLP基準)、遺伝毒性試験 (GLP基準) 並びに種々の薬物動態試験を実施しました。

(臨床開発段階)

① 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010)

機能性胃腸障害 (FGID) を適応症として開発中の本化合物については、前事業年度までの臨床第I相試験に関するすべての業務を完了しました。当第3四半期連結累計期間においては、次のステップとして患者における本開発化合物の効果を確認する試験を実施すべく、調査を継続しております。

② EP₄拮抗薬 (RQ-00000007及びRQ-00000008)

慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えられる本化合物については、これらの適応症に係る薬理作用の検証のための薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術等を持つ研究機関との共同研究を行いました。

③ アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004)

胃食道逆流症 (GERD) を適応症として米国及び韓国で開発中の本開発化合物については、当第3四半期連結累計期間において、日本での臨床開発を進めるべく調査を継続しております。また、新薬治験申請 (IND) の年次報告書 (Annual Report) を作成し、米国食品医薬品局 (FDA) へ提出しました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	37,068,800
計	37,068,800

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成25年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成25年11月11日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,557,200	13,557,200	東京証券取引所 JASDAQ （グロース）	単元株式数100株
計	13,557,200	13,557,200	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

行使価額修正条項付き第8回新株予約権（第三者割当て）

決議年月日	平成25年6月17日
新株予約権の数（個）	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,500,000（注）2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 1,310円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月5日 至 平成27年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「コミットメント条項付き第三者割当て契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付き新株予約権であります。当該行使価額修正条項付き新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,500,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
 - ① 修正の基準
本新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所（以下、「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
 - ② 修正の頻度
行使の際に上記①に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限
 - ① 行使価額の下限 917円
 - ② 新株予約権の目的となる株式の数の上限
本件新株予約権の目的となる株式数の上限は2,500,000株（発行決議日現在の発行済株式数13,267,200株の18.8%）となっており、これを超えて行使されることはない。
- (4) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
 - ① 当社は、割当日以降に割当先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行使してはならない期間を指定（以下、「停止指定」という。）することができる。
 - ② 当社は、何度でも停止指定を行うことができ、かつ同時に複数の停止指定を行うことができる。但し、行使指定（下記⑤に定義する。）が行われた場合には、これに係る行使必要期間中は、当該行使指定に基づき割当先が行使しなければならない本新株予約権の全部又は一部の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできない。
 - ③ いずれかの時点において1又は複数の停止指定が行われている場合には、割当先は、当該時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数を上回る数の本新株予約権を行使してはならない。

- ④ 当社は、割当先に対し書面で通知することにより、停止指定を取り消すことができる。かかる取消しは、割当先が当社から当該通知を受領したときに効力を生じるものとする。
- ⑤ 当社は、割当日以降に割当先に対し通知書（以下、「行使指定通知書」という。）を交付することにより、行使必要期間中に行使すべき本新株予約権の数（以下、「行使必要新株予約権数」という。）を指定（以下、「行使指定」という。）することができる。割当先は、当社から行使指定通知書を受領した場合、これに係る行使必要期間内に、これに係る行使必要新株予約権数の本新株予約権の全部を行使するものとする。但し、かかる本新株予約権の行使は、これを一括して又は数回に分けて行うことができる。
- ⑥ 当社は何度でも行使指定を行うことができるが、各行使指定に係る行使必要新株予約権数は、以下に記載する各算式で算出される数のうち、最も少ない数を超えないものとする。
- a. 当該行使指定に係る行使指定通知書を交付した日（以下、「指定書交付日」という。）の前日まで（同日を含む。）の1ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数（1株未満を四捨五入する。）に3を乗じて得られる株数を本新株予約権の割当株式数で除して得られる数（1個未満は切り捨てる。）
- b. 指定書交付日の前日まで（同日を含む。）の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数（1株未満を四捨五入する。）に3を乗じて得られる株数を本新株予約権の割当株式数で除して得られる数（1個未満は切り捨てる。）
- c. 当該行使指定に係る行使指定通知書交付の時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数
また、いずれかの行使必要期間中に（当該行使必要期間に係る行使必要新株予約権数の全部について行使が完了しているか否かを問わず）新たな行使指定を行ってはならない。
- ⑦ 各行使必要期間は、当社が割当先に対し行使指定通知書を交付した日の翌日（当日を含む。）から20取引日の期間とし、いずれの行使必要期間も行使請求期間内に開始しかつ終了しなければならない。但し、上記20取引日の計算にあたり、以下の各号に該当する日は除くものとする。
- a. 東京証券取引所における発行会社の株価がストップ高又はストップ安を記録した日
- b. 東京証券取引所において発行会社普通株式が売買停止となった日
- c. 割当先が、当社又はその子会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に発行会社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがあると割当先が合理的に判断する事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）を知った場合、割当先が当該事実を知った日（当日を含む。）からそれが当社により公表された日（当日を含む。）まで
- d. 本新株予約権1個を行使したと仮定した場合に、かかる行使が制限超過行使となる日
- e. 機構が振替新株予約権に係る新株予約権行使請求を取り次がない日を定めた場合には当該日上記除外の結果、行使必要期間の末日が行使請求期間の末日より後の日に到来することとなる場合には、行使必要期間は短縮され、行使請求期間の末日に終了するものとする。
- ⑧ 当社は、以下の各号に定める事項がすべて充足されていなければ、割当先に対し行使指定通知書を交付してはならない。
- a. 当該行使指定通知書の交付の時の直前における当社普通株式の取引所における普通取引の終値が本新株予約権の上記(2)①に定義する下限行使価額の120%に相当する金額以上であること。
- b. 当該行使指定通知書の交付の時点において、当社又はその子会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれのある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）がないこと。
- c. 当社の表明及び保証が当該行使指定通知書の交付の時点において改めてなされたとしても、当該時点現在、真実かつ正確であること。
- ⑨ いずれかの行使指定が以下の各号のいずれかに該当する場合には、割当先は、当社に対し書面で通知することにより、当該行使指定に係る行使必要新株予約権数のうち未行使分の全部又は一部について、その行使をしないことができる。
- a. 当該行使指定に係る行使必要期間中のいずれかの取引日における終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合
- b. 当該行使必要期間中に、上記⑧cに定める事項が充足されなくなった場合
- c. 当該行使必要期間中に、適用法令又は裁判所、行政官庁若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等を遵守するために、本新株予約権の行使を中止することが必要であると割当先が合理的に判断した場合
- d. 当該行使必要期間中に、割当先が本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合
- e. 上記⑦の規定の適用により行使必要期間が短縮された場合
- (5) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (6) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (7) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。

3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数の総数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(2)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用の開始日の前日までに、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を書面により各新株予約権者に通知する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	第3四半期会計期間 (平成25年7月1日から 平成25年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	290
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	290,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	937
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	271,775
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	290
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	290,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	937
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	271,775

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日 (注)	290,000	13,557,200	138,062	8,627,912	138,062	3,911,912

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,266,000	132,660	—
単元未満株式	普通株式 1,200	—	—
発行済株式総数	13,267,200	—	—
総株主の議決権	—	132,660	—

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。また、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

なお、第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
 (平成25年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,541,937
売掛金	7,000
原材料及び貯蔵品	48,799
その他	203,231
流動資産合計	3,800,968
固定資産	
有形固定資産	87,604
無形固定資産	21,638
投資その他の資産	
投資有価証券	2,642,027
その他	45,195
投資その他の資産合計	2,687,223
固定資産合計	2,796,466
資産合計	6,597,435
負債の部	
流動負債	
未払金	118,719
未払法人税等	9,675
その他	99,940
流動負債合計	228,336
固定負債	
繰延税金負債	763,327
固定負債合計	763,327
負債合計	991,664
純資産の部	
株主資本	
資本金	8,627,912
資本剰余金	3,911,912
利益剰余金	△8,389,183
株主資本合計	4,150,641
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	1,421,979
その他の包括利益累計額合計	1,421,979
新株予約権	33,150
純資産合計	5,605,771
負債純資産合計	6,597,435

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
事業収益	116,774
事業費用	
事業原価	307
研究開発費	1,133,686
その他の販売費及び一般管理費	630,153
事業費用合計	1,764,147
営業損失(△)	△1,647,373
営業外収益	
受取利息	1,177
投資損失引当金戻入額	260,535
その他	6,819
営業外収益合計	268,532
営業外費用	
為替差損	5,461
株式交付費	8,494
その他	623
営業外費用合計	14,580
経常損失(△)	△1,393,421
特別損失	
賃貸借契約解約損	24,000
その他	1,340
特別損失合計	25,340
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,418,761
法人税等	4,933
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,423,694
四半期純損失(△)	△1,423,694

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成25年1月1日
至 平成25年9月30日)

少数株主損益調整前四半期純損失 (△)	△1,423,694
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,409,773
その他の包括利益合計	1,409,773
四半期包括利益	△13,920
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△13,920

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成25年1月1日
至 平成25年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△1,418,761
減価償却費	27,234
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△260,535
受取利息	△1,177
為替差損益 (△は益)	20
株式交付費	8,494
貸借契約解約損	24,000
売上債権の増減額 (△は増加)	2,560
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,045
未払金の増減額 (△は減少)	29,255
その他	△49,264
小計	△1,639,219
利息及び配当金の受取額	998
法人税等の支払額	△5,840
その他	△6,375
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,650,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△50,000
定期預金の払戻による収入	50,000
有形固定資産の取得による支出	△9,223
有形固定資産の売却による収入	3,922
無形固定資産の取得による支出	△6,106
差入保証金の差入による支出	△41,640
差入保証金の回収による収入	69,177
その他	△23,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,869
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の行使による株式の発行による収入	271,775
新株予約権の発行による収入	37,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	309,275
現金及び現金同等物に係る換算差額	△20
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,348,051
現金及び現金同等物の期首残高	4,889,989
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,541,937

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、新設分割により株式会社A s k A tを設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社A s k A t

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の四半期決算日と四半期連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（四半期連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 50年

その他（工具、器具及び備品） 2～4年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ 長期前払費用（リース資産を除く）
定額法によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

なお、当社は、第1四半期連結累計期間より四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、前第3四半期連結累計期間については記載しておりません。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	3,541,937千円
現金及び現金同等物	3,541,937

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自平成25年1月1日 至平成25年9月30日）

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しており、比較すべき前連結会計年度末日の財務情報がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自平成25年1月1日 至平成25年9月30日）

当社グループは、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容を行っており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間(平成25年9月30日)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、期首に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券

	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	456,720	2,642,027	2,185,307
合計	456,720	2,642,027	2,185,307

(注) 1. 当社は、第6期第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。

2. 上記は、Aratana Therapeutics, Inc. (米国)の株式であり、同社が平成25年6月27日(米国時間)にナスダック市場へ新規上場したことに伴い、第2四半期連結会計期間より、時価をもって貸借対照表価額に計上しております。なお、当社の所有していた同社のA-1種優先株式2,750,000株は、普通株式1,654,632株に転換(1:0.60)しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△106円65銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(△)(千円)	△1,423,694
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△1,423,694
普通株式の期中平均株式数(株)	13,349,508
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、当連結会計年度期首から重要な変動があったものの概要	平成25年6月17日の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き第8回新株予約権(第三者割当) 新株予約権の個数 2,500個 新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 2,500,000株 なお、この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 浩文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。